

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### — 子育てをめぐる現状と課題 —

近年、わが国における少子化は急速に進展しています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

国内の経済状況は一時期より好転したものの、非正規雇用の問題は特定の年代に残存しつづけているほか、待機児童の問題などにより、本来の希望する働き方や結婚や出産を控える人もいます。さらに、子育て家庭をみても、子育ての負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人は少なくありません。

家庭を築き、子どもを産み育てたい人の希望が叶う、そして、子どもが健やかに成長できる社会を実現するために、子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

### — わが国の子ども・子育て支援施策 —

こうした子どもと子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24（2012）年に成立した「子ども・子育て関連3法」による新たな制度により、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

しかしながら、その後も全国的には依然として待機児童が発生しており、国は、待機児童の解消を目的とする「子育て安心プラン」の前倒し実施、更なる放課後児童対策を目指した「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化させており、今後も県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

### — 「第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」の策定 —

本町においては、平成27年3月に「杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育の確保を図るとともに、地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進して参りました。

しかしながら、それでもなお町内においては保育定員が不足し、待機児童が発生している状況にあります。そのような第1期計画中の状況を踏まえ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

そして、本計画のもと、教育・保育や子育て支援に関する事業の質と量の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・職場などの社会のあらゆる場において、すべての人が子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協力しながら子どもと子育て家庭にやさしい街づくりを推進します。

また、子育て支援に関する様々な事業は民間の参入が進んでいる分野でもあることから、子育て家庭の多様なニーズに応える本計画の事業を着実に実現していくために、民間活力の導入についても積極的に取り組んでいきたいと考えます。

## 2 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

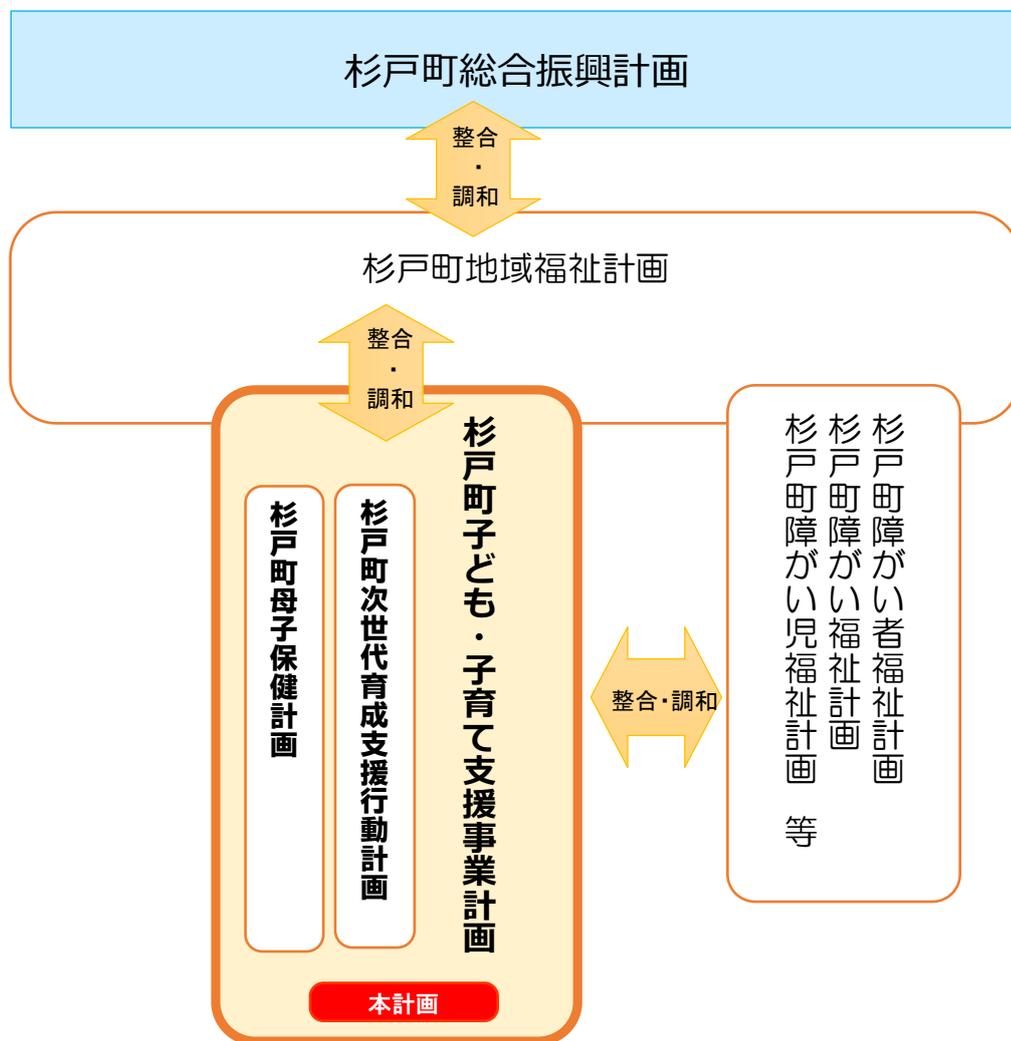
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
杉戸町子ども・子育て支援事業計画					第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画				

### 3 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援行動計画、さらには母子保健計画の内容も含めた計画としています。

さらに、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、市町村においては、子どもの貧困対策に関して、国と協力しながら地域の状況に応じた施策の実施が求められていることから、本町では子どもの貧困対策の内容も本計画に含めました。

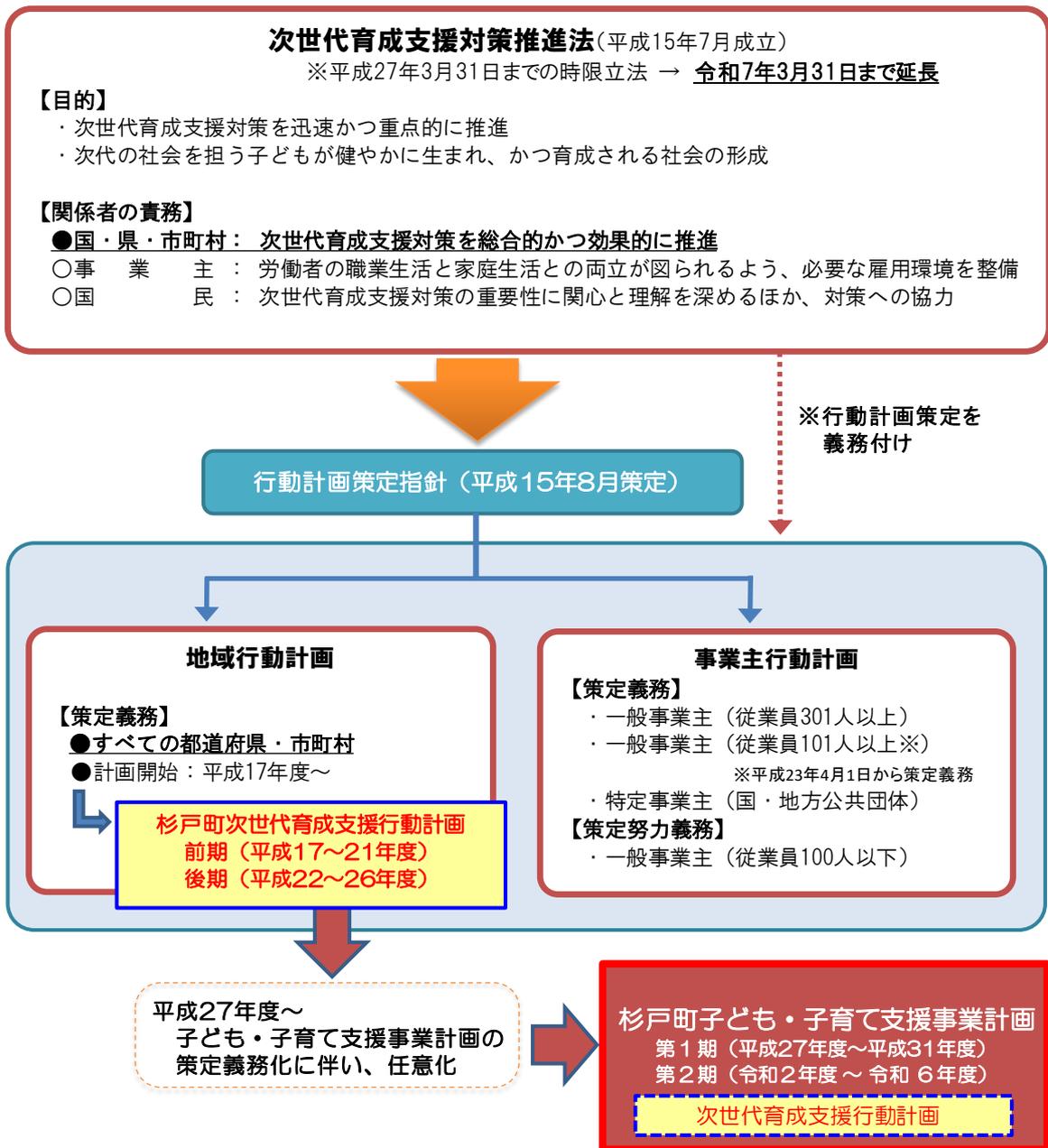
本計画の策定にあたっては、本町のまちづくりの基本計画である「杉戸町総合振興計画」をはじめ、「杉戸町地域福祉計画」、「杉戸町障がい者福祉計画」等の関連する他の計画との調和を図りました。



●参考：次世代育成支援対策推進法への配慮

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続しますが、市町村での計画策定は必須から任意となっています。

本町においては、第1期計画から、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、地域行動計画の性格を持ち合わせた計画としており、第2期計画においてもそれを踏襲します。



## 4 計画の策定体制等

### (1) 杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議（子ども・子育て会議）

関係者の参画を得て「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」を設置し、保護者をはじめ、地域で子育て支援に携わる方々、保健・福祉・教育関係者、学識経験者などの委員の方々から、計画内容についてご意見をいただきました。

### (2) 杉戸町子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会

本計画の内容について、関係各課の職員による総合的な協議を行いました。

### (3) ニーズ調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。【実施概要は、第2章第5項を参照】

### (4) パブリックコメント

「杉戸町子どもにやさしい街づくり推進会議」で審議された計画案については、令和元年12月27日から令和2年1月31日まで、町の公共施設やホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

#### ■計画策定の体制

